

国立大学法人高知大学職員出向規則

平成16年4月1日
規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第11条に基づき出向する職員(以下「出向者」という。)の取扱いについて定めるものとする。ただし、教員に関する事項について、この規則の特例を定めた場合は、この限りでない。

(定義)

第2条 この規則において「出向」とは、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)に在籍のまま、本学の命令により本学以外の国立大学法人等(以下「出向先」という。)の業務のため、その指揮・命令系統に従い出向先に常時勤務することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 本学は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう配慮するものとする。

2 出向者の出向期間中の身分は、休職とする。

3 出向者の出向先における服務規律、労働時間、休日・休暇等の勤務条件は、出向先の就業規則による。ただし、解雇、懲戒(減給及び戒告を除く。)及び休職に関する場合を除く。

(職員の同意)

第4条 本学が職員に出向を命ずる場合は、事前に出向先、出向目的、労働条件、処遇、期間等を明示し、当該職員の同意を得るものとする。

(居住地等の届出)

第5条 出向者は、次の事項について異動を生じたときには、速やかに本学に届け出なければならない。

(1) 居住地

(2) その他本学が必要とする事項

(出向期間)

第6条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向者の了解を得て延長することができる。

(勤続年数)

第7条 出向期間は、本学の勤続年数に通算する。

(給与及び諸手当)

第8条 出向者の給与及び諸手当は、原則として、出向先の規定に基づき出向先が支給(経費負担を含む。第2項、第9条において同じ。)する。

2 第1項にかかわらず、出向者の給与等を本学において支給する必要がある場合及びその他給与等の支給に必要な事項を定める場合は、本学と出向先が協議のうえ決定する。

(赴任旅費等)

第9条 赴任、帰任及び出張の旅費は、次のとおりとする。

(1) 赴任するときの旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

(2) 帰任するときの旅費は、本学の規定に基づき本学が支給する。

(3) 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

(4) 本学の業務に係る出張旅費は、本学の規定に基づき本学が支給する。

(復帰)

第10条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本学に復帰させるものとする。

(1) 出向期間が満了したとき。

(2) 出向期間中に退職するとき。

(3) 出向先の就業規則による解雇、懲戒(減給及び戒告を除く。)及び休職の事由に該当したとき。

(4) その他本学が特に必要と認めたとき。

2 出向者が出向期間中に死亡したときは、本学に復帰したのものとして取り扱う。

3 復帰後の本学における所属及び役職等は、復帰理由、復帰前の所属・職務及び本学の状況等を考慮し、その都度決定する。

(安全衛生)

第11条 出向者の健康管理その他の安全衛生の管理は、出向先で行うものとする。

(共済保険等)

第12条 出向者の共済保険、共済年金保険、雇用保険及び労災保険は、原則として、出向先で加入するものとし、加入に要する経費は、出向先が負担する。ただし、本学及び出向先双方において勤務する場合は、各保険制度に基づき本学と出向先が協議し、出向者の不利とならないよう取り扱う。

(協定)

第13条 この規則により職員を出向させる場合は、本学と出向先は、出向に関する協定を締結することとする。

2 出向先又は本学の事情その他により、この規則に定めのない事項が生じたときは、その都度出向先及び本学で協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前において本学への復帰を前提として他機関へ転任し、又は任命権者の要請により辞職の上他機関へ採用され、平成16年4月1日において引き続き他機関に在籍する者は、第1条に規定する出向者となるものとし、復帰までの間、在籍出向しているものとみなす。